

安城市監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和3年12月23日

安城市監査委員 中村誠一

安城市監査委員 野場慶徳

令和3年12月23日

安城市長 神 谷 學 様

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 野 場 慶 徳

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和3年10月6日から同年11月26日までの間に実施した教育振興部学校教育課に対する定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

については、必要な措置を講じるとともに、令和4年2月18日（金）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

資金前渡金が支払後3か月を経過しても精算されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

2 措置を講ずべき理由

資金前渡金により支払をしたときは、支払をした後7日以内に精算をしなければならない。